公園キッチンカー等出店者募集要領

１　目的

　公園来園者の利便性向上と、魅力ある公園づくりの一環として、公園利用者に飲食物等を販売提供するキッチンカーによる販売車を募集します。

２　出店場所

公社管理公園内で、協議の後に決定した場所とします。

３　出店条件

1. 営業期間

１つの申請につき、公社が指定する期間の申請が可能です。ただし、当該公園内でイベント等が予定されている場合は除きます。

1. 出店時間

午前９時から午後５時（準備及び撤収に係る時間を含む）までとします。ただし、当該公園内でイベント等が予定されている場合は除きます。

1. 出店手数料

出店手数料として、次の使用料を売上報告の提出後に納入して頂きます。

　出店手数料

　　　期間中の売上報告の10％

1. 出店日の変更及び使用料について

悪天候等により出店を中止する場合には、公園管理者に事前に連絡してください。

1. 出店期間が終了した後には、速やかに期間中の売上報告書を管理者に提出して下さい。

４　出店資格

（１）キッチンカーを保有（リース）している者、または、保有（リース）する計画がある者

（２）公的機関の発行する営業許可証を有する者

（３）食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者

（４）食品賠償保険等に加入している者

（５）保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ販売品を衛生的に取り扱える者

（６）営業にあたり、消防署に対し適切な申請を行える者

５　禁止事業者

（１）公序良俗に違反する者

（２）暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者、並びに公共の安全及び福祉を脅かす恐れの

ある団体又はそこに属する者

（３）公園管理者が出店不適当と判断した者

６　制限事項

1. 営業決定後、営業する権利を他人に譲渡又は委託しないこと。
2. 公園内への車両の乗入は、指定された場所のみとし、事前に公園管理者と協議を行うこと。使用する車両の形状・重量が公園施設に影響を及ぼす場合は、許可を発行しない場合がある。
3. 許可期間中、営業時間外に公園内へ車両や荷物等を放置しないこと。
4. 必ずごみ箱を店舗の直近に設置し、ごみを持ち帰り適切に処理すること。また、園内の店舗周辺を清潔に保ち、公園利用者が快適に過ごせるよう配慮すること。
5. 営業中は、大音量の放送等の騒音等により周囲に迷惑が及ばないようにすること。
6. 公園施設を汚損させないよう留意して営業し、汚損させた場合には、出店者の責任において現状復旧すること。
7. 出店に起因する事故や苦情は、出店者の責任において解決すること。
8. 災害、疫病の流行等により、公園の管理上特に必要があると認める場合は、許可を取り消す場合があります。
9. 営業中に募集要領の条件を満たさない場合許可を取り消すことがあります。その取り消しにより出店者に損失が発生した場合、管理者は一切補償しないものとします。また、出店者は管理者に対し一切補償の請求は行えないこととします。
10. その他、不明な点については出店者と管理者で協議し決定します。

７　提出書類

1. 出店計画書
2. 出店従事者名簿
3. 営業許可書一式の写し
4. 誓約書
5. キッチンカー内のレイアウト図